

## 令和7年度造林事業標準単価表の適用についての補足

令和7年度2－四半期以降に申請する造林補助事業については、令和7年度事業、令和6年度繰越事業の別にかかわらず、すべてこの単価を適用する。

### 1 人工造林・普通苗(国の標準工程による。)

(1) 「地拵えの有無」及び「作業方式による通常と一貫作業」の3区分とする。

なお、一貫作業については、車両系林業機械による全木集材(皆伐)の直後に作業道周辺の地拵えを行う場合に適用する。

(2) 植栽本数は、1,501本/ha～2,751本/haとする。ただし、スギ又はヒノキの植栽に含むことのできる経費は、1,501本/ha～2,750本/haとする。なお、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。

### 2 人工造林・コンテナ苗(国の標準工程による。)

(1) 区分は、人工造林・普通苗に準じる。

(2) 植栽本数は、原則501本/ha～2,000本/haとする。ただし、植栽予定の時期に普通苗が流通しておらず、かつ、保安林の指定施業要件が2,001本以上であるといったやむを得ない場合に限り、2,001本/haを超える単価を適用することができる。

### 3 特殊地拵え(県の標準単価による。)

風倒木以外の気象害等被害木の処理に対するものとする。(風倒木については、風倒木適用単価による。)

### 4 下刈り(国の標準工程及び県の標準単価による。)

刈り方に応じて次のとおり区分する。

(1) 下刈りA……毎年又は隔年1回、全刈りとする。

(2) 下刈りB……毎年又は隔年1回、筋刈りとする。

### 5 除伐(国の標準工程による。)

不用木の除去を中心とし、使用機械は刈払機とする。

### 6 保育間伐(国の標準工程による。)

(1) 流域区分は次のとおりとする。

保育間伐①…安芸・高知流域の保育間伐とする。(安芸・中央東林業事務所管内)

保育間伐②…嶺北仁淀流域の保育間伐とする。(嶺北・中央西林業(振興)事務所管内)

保育間伐③…四万十川流域の保育間伐とする。(須崎・幡多林業事務所管内)

(2) 林齢等に応じて次のとおり区分する。

保育間伐A…11年生～35年生以下の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。

保育間伐B…36年生～60年生以下の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。

保育間伐C…11年生～60年生以下で平均胸高直径18cm未満の林分において不良木の淘汰を中心に行うものとし、使用機械はチェーンソー主体とする。

### 7 間伐(20%)(国の標準工程による。)

(1) 流域区分は、保育間伐に準じる。

(2) 集材工程は車輛系のみとする。

(3) 搬出材積区分は20m<sup>3</sup>又は40m<sup>3</sup>の2区分とする。

8 間伐(国の標準工程による。)

(1) 流域区分は、保育間伐に準じる。

(2) 集材工程に応じて次のとおり区分する。

車輻系……………架線系以外の場合とする。

簡易架線系…主索を用いて行う架線系集材(主索を用いずに複数の作業索を用いて行う簡易架線集材を含む。)のうち本格架線を除いた架線系とし、架線系と車輻系が混合する場合は車輻系とする。

本格架線系……………本格架線を用いて行う架線系とする。

※集材作業システムの例

(車 輻 系)グラップル、ウインチ付きグラップル、スイングヤーダ(単曳き)等

(簡易架線系)ラジキヤリー、タワーヤーダ、スイングヤーダ(ランニングスカイライン方式)等

(本格架線系)本格架線

(3) 搬出材積区分は10m<sup>3</sup>単位とする。

(4) 間伐(選木あり)の単価を廃止する。

9 一貫作業(国の標準工程による。)

(1) 集材工程に応じた区分は、間伐に準じる。

(2) 植栽は地拵えの有無により区分する。

(3) 植栽本数は、原則501本/ha～2,000本/haとする。ただし、広葉樹であつて知事が認めた場合に限り2,001本/ha以上の植栽を行うことができる。

10 鳥獣害防止ネット(国の標準工程による。)

(1) サポートネット一体型(網目100mm又は50mm)とサポートネット分離型(網目100mm)の3種類とする。

(2) 標準図により、標準的な規格・材質等を示した。

11 食害防止資材(国の標準工程による。)

(1) チューブタイプと単木保護ネットタイプの2種類とする。

(2) 標準図により、標準的な規格・材質等を示した。

12 荒廃竹林整備(国の標準工程による。)

(1) 伐採本数は1,000本/ha、2,000本/ha、3,000本/haの3区分とする。

13 その他

下記の施業種については、過去の利用実績が乏しく、今後の活用見込みも少ないことから、単価表を廃止する。ただし、補助対象施業としては引き続き認めるため、必要に応じて単価を示すこととする。

(1) 樹下植栽

(2) 改良

(3) 雪起こし

(4) 倒木起こし

(5) 更新伐

(6) 風倒木関係(特定機能回復事業 被害森林整備)

(7) 更新伐(特定機能回復事業 重要インフラ施設周辺森林整備)